

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、新潟医療生活協働組合執行委員長味方憲人から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成30年4月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 要求事項

職員駐車場使用料金の改定の要求

2 期 間

平成30年4月17日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

新潟市東区竹尾4-13-3

新潟医療生活協働組合 木戸病院

新潟市東区上木戸5-2-1

新潟医療生活協働組合 木戸クリニック

新潟市東区上木戸5-2-1

新潟医療生活協働組合 なじよも

新潟市東区上木戸2-1-35

新潟医療生活協働組合 介護老人保健施設 ほほえみの里きど

新潟市東区東中野山6-17-5

新潟医療生活協働組合 石山診療所

4 概 要

救急外来患者及び入院・入所中の重症患者のための保安要員を除く全部、又は一部組合員によるストライキ、その他の争議行為